

鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について

次のように改める。

令和 2 年 8 月 26 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿沼市国民健康保険税条例（昭和 30 年鹿沼市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項及び第 5 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿沼市国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。